

平成29年度

# 事業計画

幼保連携型認定こども園南山ルンビニー園

## 1、基本方針

基本理念 南山ルンビニー園（以下、「当園」という。）は、就学前の子どもに関する保育、教育の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及びなごや子ども条例（平成 20 年名古屋市条例第 24 号）の理念と愛知育児院基本指標である「いのちの輝きを追及する」に基づき、よりよい環境の下、保育と教育の場として一人ひとりを尊重しながら適切な発達援助をするとともに、保護者に対する子育ての支援を行います。

保育方針

- ・心身とともに健やかに育成され、一人ひとりの個性を尊重しながら思いやりのある豊かな人間性を持った子どもを育成することをめざします。
- ・保護者と連携をとりながら 24 時間を視野に入れた保育を心がけ、一人ひとりの成長を喜び共有できる関係の中、安心して子育てができる環境を提供します。

教育方針

- ・遊びの中から「学びの心」を育てることを基本とし、さまざまな体験を自分のものにするるとともに友達と共有できる子どもを育成することをめざします。
- ・「考える力」を育むことにより「よりよく生きる力」となるように環境を設定することをめざします。

## めざす子ども像

- 人間が大好きで地球が大好き、そして大切に思える子
  - ・生まれてきたことを喜び、自信を持って生活ができる子
  - ・周りの人がかけがえの存在であることに気づき、大切に思える子
  - ・自然のすばらしさや不思議さを感じ、自然を大切に思える子
- 毎日の生活を楽しみ、さまざまな体験を自分のものにできる子
  - ・感動・驚き・疑問を持ち、考え、表現する子
  - ・友だちと喜びや悲しみなど様々な感情を共有できる子
  - ・自分で楽しみを見つけ生活できる子

## 2、主な課題

- (1) 子どもの発達過程と保育・教育の視点を明確にしながらカリキュラムの設定をします。
- (2) 日々の生活の中で「考える力」を育む活動や環境設定をし、教育の基本となる「学びの心」を育てます。
- (3) 多様化する保護者の就労状況やニーズに配慮しながら、子育てと仕事の両立がスムーズにできるように、また、子育てが楽しくできるように支援していきます。
- (4) 在園児、未就園児を問わず地域の子育て支援をします。
- (5) 他施設（高齢者施設）との定期的な交流を図ることにより、世代間交流を特色とした幅広い保育の実践の場とします。

- (6) 1号認定子どもの受け入れをスムーズにしながら、家庭支援のために教育時間外の延長時間に対応をする。

### 3、主な方策

(1) 一人ひとりの育ちを考慮しつつ適切なカリキュラムを作成します。

- ・各年齢に合った養護と教育を踏まえたカリキュラムの設定をします。
- ・24時間を視野に入れ、家庭的でくつろげる場と集中して遊べる場との適切で調和の取れた空間となるよう工夫します。
- ・乳児保育では家庭的で穏やかな環境を大切にし、一人ひとりの発達に合わせた援助を職員で共通認識し愛情深くかかわっていきます。
- ・幼児期にふさわしい生活を通じて、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う経験ができるようにしていきます。
- ・0歳児から小学校就学前までの一貫した保育と教育を発達の連続性を考慮して展開していきます。
- ・幼児クラスでは教育的な内容を明確にしながらカリキュラムを作成します。また、認定により区別することなく養護と教育が受けられるようにします。
- ・発達援助の必要な子どもには個別の計画を立て、ケース検討会等で職員全員が共通理解をし、援助していきます。
- ・年長クラスは小学校への移行期と考え、小学校と連携した活動や移行に向けてのカリキュラムの設定をします。

(2) 「あそび」の中から「学び」を引き出す教育を実践していきます。

- ・長期の発達を見通した年や期の長期指導計画と具体的に子どもの発達や生活や興味を反映した短期指導計画を作成し、臨機応変に実践していきます。
- ・人とのかかわりのなかで「心が動かされる体験」ができるように環境を整え、そこから次の活動が生み出され園生活が充実したものになるよう援助します。
- ・「教える」ことではなく「気づく」ことを大切にし、その「気づき」を友達と一緒に発展させていけるように見守り、援助していきます。
- ・失敗しても成功してもその「過程」を大切にし、自信につなげ「自己肯定感」がもてるように援助していきます。

(3) 園と保護者が子どもの育ちを共通理解し、協力しあって子育てをしています。

- ・24時間を視野に入れた子育てをするために、家庭との連携を深めていきます。
- ・クラス懇談会や個人懇談、また、必要に応じて日常の子育て相談を受け、子どもの育ちが理解してもらえるよう働きかけていきます。
- ・1号認定子どもの教育時間外の延長時間に対応した一時預かりをしています。
- ・発達につまづきのある子どもには保護者と連携をして、その子に合った援助をしています。
- ・園の内容等について定期的にアンケートをとり、保護者が何を望んでいるかを分析し、より協力や理解が深まるようにします。

(4) 地域の子育て世代の支援をしていきます。

- ・地域の子育て支援の充実をはかり、子育てに関する相談、講演会、講座等をルンビニーひろばにおいて開催していきます。
- ・地域のコミュニティセンターにおいてもルンビニーひろばを開催し、地域との関わりをより深めていけるようにします。
- ・「ルンビニー文庫」を園児のみならず地域の子育て世代や小学生に貸し出し、開放的で誰でも気楽につどえる場所となるようにしていきます。

(5) 日常的に世代間交流ができる環境を整えていきます。

- ・高齢者施設との交流を園児も利用者の方も負担にならずに、日常的に交流ができるような環境を整えていきます。
- ・地域の高齢者の方々とも交流をする機会を持ち、地域にねぎしたこども園となるようにしていきます。
- ・柳城短期大学のゼミ生と一緒に世代間交流の機会を持ち、保育士・介護士の育成を大学と提携して行います。

(6) 職員の資質を向上させていきます。

- ・保育・教育について広い視野を持てるように外部研修に参加していきます。
- ・テーマ別のグループを作り研究をし、それを園全体で検討するなど専門性の向上を図るために園内研修を充実させます。
- ・「発達の連続性」に関連し、「教育の連続性」の検討チームをつくり、当園での教育的観点の基本を作っていきます。
- ・資格取得を奨励していきます。
- ・職員自身が「安心」と「向上心」がもてるような職場環境を作るように努めます。

#### 4、行事予定

- 4月 ・入園進級式 ・花まつり(高齢者交流事業)
- 5月 ・子どもの日の集い ・クラス懇談会 ・親子えんそく ・芋の苗付け(園庭)
- 6月 ・歯科検診(歯科医による) ・歯科指導(保健所職員による) ・個人懇談会
- 7月 ・七夕会(保育内) ・お泊まり保育(年長児)
- 8月 ・カレークッキング ・防災訓練(法人施設合同) ・夏まつり(地域交流)
- 9月 ・敬老のお祝い会(高齢者交流事業) ・園児健康診断
- 10月 ・運動会(家族・高齢者招待) ・秋の遠足(園児と職員) ・ふれあいまつり
- 11月 ・保育参観(2歳児以上) ・さつまいもの収穫(園庭) ・人形劇観賞(幼児対象)
- 12月 ・クリスマス会 ・子供の報恩講(東別院・年長児) ・年忘れ会(高齢者交流事業)
- 1月 ・初詣(興正寺・幼児) ・お餅つき(中庭) ・クラス懇談会
- 2月 ・豆まき(全園児) ・保育まつり(公会堂・年長児) ・ひなまつり会(保護者参観)
- 3月 ・おこしもの作り ・おわかれ遠足(年長児) ・園児健康診断 ・入園説明会
- ・お別れパーティー ・そつえん式

- 月例行事  
会 議 ・避難訓練 ・絵本貸出し ・たんじょう会 ・身体測定  
・職員会議 ・クラス会議 ・ケース会議 ・リーダー会議 ・行事担当者会議  
・給食会議 ・法人連絡協議会 ・その他
- 交流事業 ・デイサービスの方との月例交流・ミニ交流会・誕生会（年長児）  
・南山の郷（1F・2F）の方とお楽しみ会（月1回・年長児）  
・みなみやまの方とお楽しみ会と誕生会（年中児）
- 特別教室 （通年）・たいそう教室（3・4・5歳児） ・えいごで遊ぼう（3・4・5歳児）  
・おんがく教室（3・4・5歳児）  
（短期）お茶教室（年長児） ・そろばんと仲良くなろう（年長児）
- 保健衛生 ・職員健康診断・職員検便 ・職員予防接種

## 5、その他

子育て支援 ・ルンビニーひろばの開催 2/月 未就園児とその保護者

4月：こいのぼり作り

5月：おもちゃで遊ぼう

6月：看護師を交えて

7月：水遊びのおもちゃ作り

8月：新聞遊び

9月：保健師さんを囲んで

10月：運動会ごっこ

11月：園での生活を体験

12月：クリスマスパーティー

1月：鬼を作ろう

2月：手作りおやつ

3月：大きくなったね

・わいわいひろば 1/月 未就園児とその保護者

お母さんたちの情報交換もしながら手遊びをしたり、おもちゃで遊んだり  
します。

・園庭開放 1/週（水曜日・雨天中止）10時30分～12時

・随時電話相談受付

29年度4月在籍予定数

正規職員 22名

パート職員 12名

3号認定			2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2号認定	1号認定	2・3号	1号
0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計	合計
14(3)	20	24	25	0	25	1	22	0	130	1

- \* ・1号認定・・・保育の必要性のない満3歳以上の子ども
- ・2号認定・・・保育の必要性のある満3歳以上の子ども
- ・3号認定・・・保育の必要性のある満3歳未満の子ども